

富士市フィールドワーク推進補助金交付要領

令和 6 年 5 月 1 0 日制定

（趣旨）

第 1 条 この要領は、本市でフィールドワークを行う高等教育機関等の学生に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和 4 2 年富士市規則第 2 8 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フィールドワーク 本市における地域課題に関する調査、研究、資料収集その他の教育活動の一環として行う実践活動であって、本市が設置するフィールドワークセンターを利用する活動をいう。
- (2) 高等教育機関等 大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校及び専修学校をいう。

（交付の対象）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、高等教育機関等が設置する学級、研究室若しくはゼミナール又は高等教育機関等の学生が教育活動のため構成するグループであって、フィールドワークを行うものとする。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 本市からの受託によりフィールドワークを行う場合
- (2) 他の補助金の交付を受けてフィールドワークを行う場合

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 高等教育機関等の所在地から本市までの間の交通費
- (2) フィールドワークのために本市での現地移動に要した交通費
- (3) 市内の宿泊施設を利用した場合の宿泊費

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 県外に所在する高等教育機関等 補助対象経費の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、フィールドワークに参加した学生及び教授等の人数に 10,000 円を乗じた額（当該額が 50,000 円を超える場合は 50,000 円）を限度とする。
- (2) 県内に所在する高等教育機関等 補助対象経費の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、フィールドワークに参加した学生及び教授等の人数に 5,000 円を乗じた額（当該額が 25,000 円を超える場合は 25,000 円）を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、フィールドワークを開始する日の14日前までに、富士市フィールドワーク推進補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) フィールドワーク実施計画書(第2号様式)
- (2) フィールドワークに参加する学生及び教授等の名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、富士市フィールドワーク推進補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、決定を受けたフィールドワークの内容を変更しようとするときは、富士市フィールドワーク推進補助金変更承認申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、当該交付決定に係るフィールドワークが終了したときは、終了の日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動記録等
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) フィールドワークに参加した学生及び教授等の名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、実績の報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、富士市フィールドワーク推進補助金確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月10日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

富士市フィールドワーク推進補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住所
申請者 氏名
電話番号

富士市フィールドワーク推進補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

高等教育機関等の名称	
高等教育機関等の所在地	
研究室、ゼミ等の名称	
交付申請額	円
フィールドワークの期間	年 月 日から 年 月 日まで
フィールドワーク参加人数	人
本市までの交通手段	鉄道・バス・タクシー・レンタカー その他（ ）
現地での交通手段	鉄道・バス・タクシー・レンタカー その他（ ）
宿泊の有無	有（ 泊）・無

※ 交通手段について、経路及び料金が分かる書類を添付すること。

第 2 号様式（第 6 条関係）

フィールドワーク実施計画書

高等教育機関等の名称	
研究室、ゼミ等の名称	

1 研究テーマ
2 目的・効果
3 研究内容
4 研究スケジュール

富士市フィールドワーク推進補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで申請のあった富士市フィールドワーク推進補助金の交付
について、次のとおり決定したので通知します。

交付決定額	円
交付の条件	

第 4 号様式（第 8 条関係）

富士市フィールドワーク推進補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住所
申請者 氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けたフィールドワークの内容を変更することについて承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

変更の内容	
変更の理由	

実績報告書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住所
報告者 氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたフィールドワーク
が終了したので、関係書類を添えて報告します。

高等教育機関等の名称	
研究室、ゼミ等の名称	
交付申請額	円
フィールドワークの期間	年 月 日から 年 月 日まで
フィールドワーク参加人数	人
交付決定額	円
補助対象経費	円
交付請求額	円

富士市フィールドワーク推進補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付け 第 号により決定した富士市フィールドワーク推進補助金について、交付額を確定したので通知します。

交付決定額	円
交付確定額	円